

**岐阜県パートナーシップ宣誓制度についてのご協力のお願い**  
**(受領証の提示により利用できるサービス)**

岐阜県では、県民一人ひとりが個人として尊重され、誰もが「清流の国ぎふ」をともに支える一員であるとの意識を持ち、互いに尊重し合える社会を構築していくことを目指し、「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を令和5年9月1日から始めました。

この制度は、互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（以下「パートナーシップ」という。）にあることを宣誓した方に対して、県から「受領証」を交付するもので、宣誓者は受領証を提示することにより、県・市町村が行う行政サービスや民間事業者の提供するサービスを利用することができるようになります。

県では、制度の普及にあたり、当事者にとってより利用しやすい制度にしていくため、日常生活を送るうえで必要とされるサービスを、希望する方が適切に受けられるようにしていくことが重要であると考えております。

そこで、制度の趣旨をご理解いただき、下記のとおりサービスの提供にご協力いただける事業者様を募集します。

ご協力いただける医療機関や事業者の方につきましては、県のホームページで紹介させていただきます。

記

1 応募方法

- ・応募様式に必要事項をご記入の上、電子メール・FAX等でお送りください。

2 応募内容(応募例)

| サービスの種類 | サービスの内容  | 応募様式 |
|---------|--|------|
| 医療機関    | 面会、緊急連絡先の指定、治療方針の説明等                                     | 別紙1  |
| 不動産業    | 賃貸への入居、不動産物件のあっせんの際に、家族同様の取扱い等                           | 別紙2  |
| 金融業     | 住宅ローン（収入合算、連帯保証人）において配偶者の定義にパートナーを含めること                  | 別紙3  |
| 保険業     | 生命保険金の受取人にパートナーを指定すること等<br>自動車保険等において配偶者の定義にパートナーを含めること等 | 別紙4  |
| その他サービス | 商品やサービス利用にあたっての家族同様の取扱い等                                 | 別紙5  |